

定額給付金を受け取るには まず、申請書を手に入れること

定額給付金支給の流れの確認

- 1) 市町村が定額給付金対象者リストを作成します。
(今年2月1日現在の住民基本台帳への記載・外国人登録原票の登録に基づいて)
- 2) 市町村は対象者リストに基づいて、「定額給付金申請書(請求書)」を送付します。
- 3) 「定額給付金申請書(請求書)」を受け取った人は、発送元の市町村に「定額給付金申請書(請求書)」を提出(口座振り込みの場合は郵送、現金支給の場合は持参)します。
(申請期間は6ヶ月ですが、申請期間の始まりと終わりは、市町村によって異なります。たとえば、徳島市の場合は、3月16日から9月16日までです。大阪市の場合は、申請書自体まだ発送されていませんが、申請の受付・終了期間は、5月1日から11月1日と決められています。現金での支給は、口座振り込みが一段落した後とする市町村が多いようです。)
- 4) 「定額給付金申請書(請求書)」を受け取れない人は、どこの市町村にも給付の請求をすることができないので、定額給付金をもらうことはできません。

申請書を受け取るためには、どうする？

- 1) 現在、郵便物が受け取れる状態にあり、住民票の住所と郵便物が届く住所が同じで、2月1日以前から住民票を動かしておらず、今後も動かす予定がない人は、「定額給付金申請書(請求書)」を受け取ることができるはずです。
- 2) 2月1日以後に住民票を動かした人は、「定額給付金申請書(請求書)」が転居先不明で発送元の市町村に送り返されることが予想されます。
- 3) 2月1日以後に住民票を動かした人は、元の住所を担当する郵便局に、自分の氏名・元の住所・転送先住所を知らせて、転送の依頼をしておけば、転送先住所に転送されてきます。
- 4) 郵便局に転送の依頼をしていない場合は、転居先不明で発送元の市町村に送り返されることとなりますから、発送元の市町村に、新しい住所へ再発送してくれるよう依頼する必要があります。

あります。

5) 再発送の受け付けは、どの市町村も申請書の発送から1ヶ月あるいは1ヶ月半後からとされているようです。転居先不明で返ってきたものをリストに加えるために時間がかかるためようです。大阪市の場合は、5月中旬以降としています。

6) 再発送を頼めるのは、あくまでも2月1日に住民票を置いてあった市町村に対してです。現在大阪に住んでいる人で、住民票が名古屋にある人は、名古屋市の定額給付金の係りに連絡して、再発送を依頼することになります。

郵便を受け取る住所がない場合は、どうする？

1) 簡宿(ドヤ)や、アパートに住民票を置いてあるけれど、郵便物が受け取れない状態の人は、郵便物を受け取る状態にする必要があります。

2) 大阪市以外に住民票があり、住民票を置いている市町村に申請書を大阪に送ってくれるよう頼みたいが、郵便物を受け取る住所がない人も同じことです。

3) 一般的な方法として、最寄りの郵便局で受け取る方法があります。郵便物を差し出す際に、差出人が「局留め」を指定した郵便局で、受取人が郵便物を受け取ることができます。宛先は「〇〇郵便局留〇〇宛」となります。注意すべき点は、二つ。郵便物を受け取るには、本人確認ができる書類(免許証など)が必要。局留めの期間は10日間。10日間を経過した場合、差出人に返送されます。

4) 西成労働福祉センター福祉係りも郵便物を預かってくれるようです。利用する場合は、事前に相談・確認しておくことが必要です。

5) 住民票の住所と異なる住所への申請書再発送については、市町村によって取り扱いが異なることが予想されます。自分の住民票が置いてある市町村の担当の係(定額給付金の担当)と電話で相談する必要があります。本人確認の方法も、その時に確認する必要があります。

2月1日時点で住民票がない場合は、どうする？

1) 長く住民票を実際の住んでいるところと違う場所に置きっぱなしにしていると、役所が職権で削除することがあります。

2) その場合は、2月1日以降、改めて住民票を作成した市町村で給付金の支給が受けられます(ただし、その市町村の申請期間以内です。大阪の場合は、11月1日まで)。

3) 職権で住民票が削除されており、住民票を設定できる住居が確保できない場合については、運動団体が交渉中です。

お金と個人情報がかからむので、本人確認の方法が最大の課題